

<都税の納税証明書について>

【提出に関する注意事項】

(法人の場合)

- ①法人住民税及び法人事業税の納税証明書を提出してください（2税目が1枚にまとまっても可）。
- ②申請日時時点で納期が到達している直近の決算期の納税証明書を提出してください。
- ③申請日時時点で初めての納期限前の場合は、税務署へ届け出た法人設立届(写)を提出し、実績報告時に都税の納税証明書の原本を提出してください。
- ④申請日時時点で納税額が確定している直近年度について、納期が到達していないためまだ一度も支払っていない場合は、前年度分について納税証明書を提出してください。

(個人事業主の場合)

- ①個人住民税（居住地分、事業所地分）及び個人事業税の納税証明書を提出してください。
- ②申請日時時点で納税額が確定している直近年度の、直近の納期到達分を提出してください。
- ③申請日時時点で納税額が確定している直近年度について、納期が到達していないためまだ一度も支払っていない場合は、前年度分について納税証明書を提出してください。

(非課税の場合)

課税されない理由が分かるものとして、次の書類を提出してください。

- ①社会福祉法人等
 - ・ 定款及び決算報告書
 - ・ その他収益事業を営んでいないことが分かるもの
- ②個人事業主
 - ・ 確定申告書B第一表及び第二表の写し
 - ・ 所得税青色申告決算書の写し

(参考) 法人・個人事業主別 提出が必要な納税証明書一覧

企業等の形態	税目	提出が必要な書類	証明書発行機関
法人	法人住民税	法人住民税納税証明書	都税事務所
	法人事業税	法人事業税納税証明書	
個人事業主	個人住民税（居住地分）	住民税納税証明書（居住地分）	（居住地の）区市町村の役所
	個人住民税（事業所地分）	住民税納税証明書（事業所地分）	（事業所地の）区市町村の役所
	個人事業税	個人事業税納税証明書	都税事務所